

生活保護制度の概要

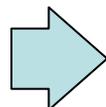
○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

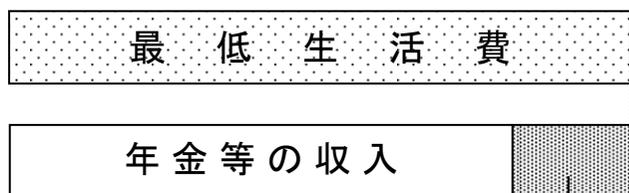
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
 預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

支給される保護費

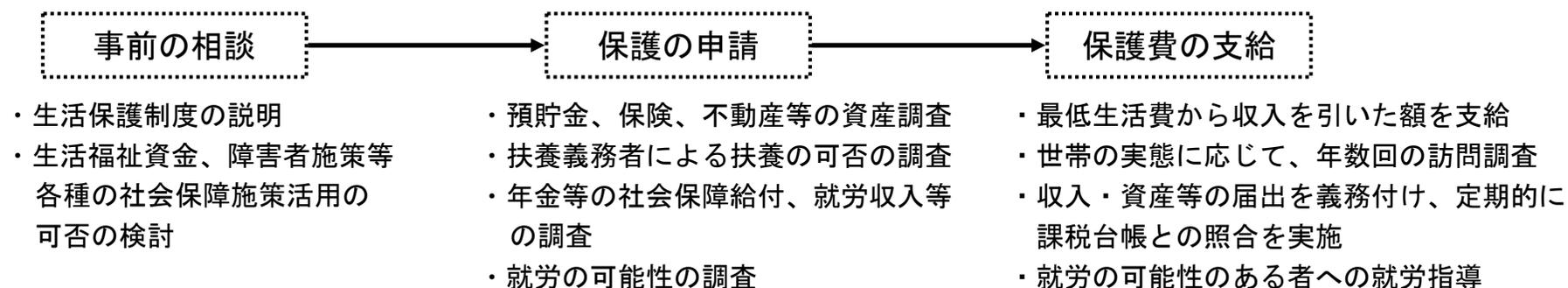
自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

○ 生活扶助基準の例 (平成20年度)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円
若年者単身世帯(19歳)	86,800円	67,270円

○ 生活保護の手続

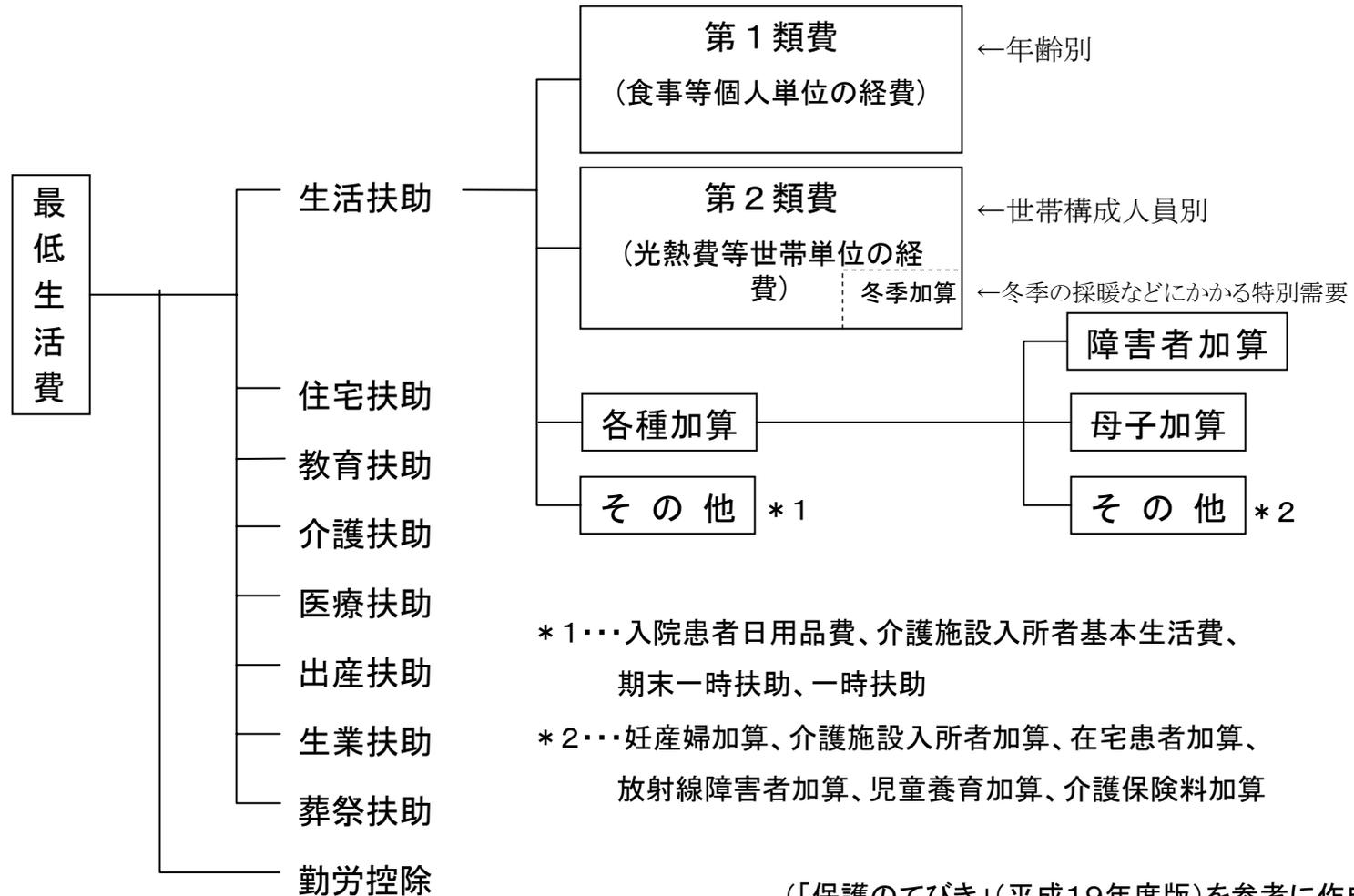


○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

最低生活費の体系

○ 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



(「保護のてびき」(平成19年度版)を参考に作成)

勤労控除について

(1) 勤労控除の趣旨

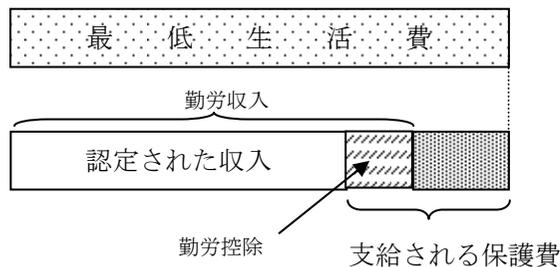
勤労に伴う必要経費を補填するとともに、勤労意欲の増進・自立助長を図る。

被保護世帯に収入があった場合、世帯の最低生活費から当該収入を差し引いた不足分を保護費として支給するのが基本であるが、勤労収入を得るためには、勤労に伴って被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうち的一定額を控除する。

(2) 勤労控除（基礎控除）の概要

[20年度上限額 月額 33,190円（1級地）・収入額 8,000円までは全額控除]

- 基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式（収入金額比例方式）を採用している。



(3) 勤労控除（基礎控除）の目安

(円)

収入金額	1級地1人目	2級地1人目	3級地1人目
0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000
8,001～19,999	8,001～9,720	8,001～9,720	8,001～9,720
20,000～39,999	10,410～13,160	10,410～13,160	10,410～13,160
40,000～59,999	13,850～16,600	13,850～16,600	13,850～16,600
60,000～79,999	17,290～20,040	17,290～20,040	17,290～20,040
80,000～99,999	20,730～22,940	20,730～22,940	20,730～22,940
100,000～119,999	23,220～24,370	23,220～24,370	23,220～24,370
120,000～139,999	24,660～25,800	24,660～25,800	24,660～25,800
140,000～159,999	26,090～27,280	26,090～27,280	26,090～27,220
160,000～179,999	27,550～28,750	27,550～28,750	27,220
180,000～199,999	28,950～30,240	28,950～30,200	
200,000～219,999	30,380～31,530	30,200	
220,000～239,999	31,820～32,960		
240,000～	33,190		

※実際には収入額4,000円刻みでより細かい控除額が決められている。

○ 最低生活費の算定例（平成20年度）

生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成20年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加 算 額

(単位:円)

加算できる対象	加 算 額		
	1 級 地	2 級 地	3 級 地
障害者 身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等 身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	17,890	16,650	15,400
1 母子 人子 親世帯等 児童1人の場合 児童2人の場合 3人以上の児童1人に つき加える額	7,750	7,210	6,670
	8,360	7,780	7,210
	310	290	270

①該当者がいるときだけその分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる。

③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。

④児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

⑦ 医療扶助基準

費診の療平均にかかった医療

⑥ 介護扶助基準

介居宅介護等の平均にかかった

特別地域によりこの額以上の

このほか必要に応じ教材費などの実費が計上される。

④ 住宅扶助基準

地て実代い際るに家支賃払っ

1 級 地	円以内 13,000
2 級 地	円以内 13,000
3 級 地	円以内 8,000

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180